

議題6（委員会決裁事項（規則第3条第1号））

入学式及び卒業式等における国歌斉唱時の対応について

今年度の卒業式の実施状況を踏まえ、今後の入学式及び卒業式等における国歌斉唱時の対応について、別紙のとおり定める。

平成26年3月25日

大阪府教育委員会

<参 考>

[平成25年度卒業式の状況]

卒業式を実施した府立学校214校（高等学校：154校、支援学校60校（回））

うち、式場内で国歌斉唱時に起立も斉唱もしなかった教職員数 6校 6人

起立したが斉唱しなかった教職員数 0校 0人

起立しなかったが斉唱した教職員数 0校 0人

[平成23年度卒業式の状況]

卒業式を実施した府立学校209校（高等学校：154校、支援学校55校（回））

うち、式場内で国歌斉唱時に起立しなかった教職員数 21校 29人

入学式及び卒業式等における国歌斉唱時の対応について

1 根拠法令・通知

- (1) 高等学校学習指導要領（平成21年3月9日施行） 第5章 特別活動
「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」
- (2) 大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例（平成23年6月13日施行） 第四条
「府立学校及び府内の市町村立学校の行事において行われる国歌の斉唱にあつては、教職員は起立により斉唱を行うものとする。」
- (3) 教育長通達（平成24年1月17日施行）
「入学式及び卒業式等国旗を掲揚し、国歌斉唱が行われる学校行事において、式場内のすべての教職員は、国歌斉唱に当たっては、起立して斉唱すること。」
「入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う際は起立により斉唱するよう教職員に対し通達を行っており、この趣旨を徹底するよう職務命令を行うこと」

2 校長・准校長の職務

- (1) 入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う際は起立により斉唱するよう教職員に対し通達を行っており、この趣旨を徹底するよう職務命令を行う。
(教育長通達再掲)
- (2) 教職員の起立斉唱の確認については、各校の状況に応じて、校長・准校長の裁量と責任において実施することとする。確認の実施につき、懸念事項・疑問点等が校長・准校長にある場合、ご遠慮なく教育委員会事務局までご相談願いたい。
- (3) 校長・准校長は、起立斉唱しなかった教職員がいた場合は、不起立・不斉唱の事実を含めた実施状況について速やかに報告する（報告については、4に記載）。

3 不起立・不斉唱の判断基準

入学式及び卒業式等において国歌斉唱を行う場合に公務員に起立・斉唱を求める職務命令の趣旨は、厳粛な公式行事である入学式及び卒業式等において、公務員として誠意ある姿勢・態度を客観的に生徒・保護者を含む府民に示し、公務に対する府民の信頼を維持する点にあると理解する。

この趣旨に鑑みれば、起立行為または斉唱行為の一部だけを取り上げ、形式的に判断するのではなく、各職員の起立行為または斉唱行為を総合的に現認し、公務の信頼性を維持するに十分な誠意ある姿勢・態度を各職員がとっているか否かという観点で判断すべきである。

4 報告について

- (1) 職務命令違反行為があった場合にのみ、校長・准校長は別紙により速やかに報告すること。
- (2) 判断に迷うような場合は、教育委員会事務局に相談する。

(高等学校・支援教育) 課長 様

府立 学校
 課程・部
 校長 (准校長) 氏名

平成〇〇年度 (卒業式・入学式) の実施状況について

標記につきまして、国歌斉唱時に式場内において、起立斉唱を求める条例及び通達による職務命令を遵守しなかった教職員について下記のとおり報告します。

記

平成〇〇年度 (卒業式・入学式)

例

職	氏名	状況
教諭	〇〇 〇〇

※高等学校は、高等学校課長あて、支援学校は支援教育課長あて提出のこと